

議員提出議案第1号

生駒市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について

このことについて、地方自治法第112条第2項及び生駒市議会会議規則第  
13条の規定により、上記の議案を提出する。

平成21年3月12日

提出者	稲	田	欣	彦
賛成者	山	田	正	弘
	〃	矢	奥	憲一
	〃	中	野	陽泰
	〃	西	口	広信
	〃	中	谷	尚敬
	〃	下	村	晴意
	〃	白	本	和久
	〃	谷	村	淳子
	〃	中	浦	新悟
	〃	八	田	隆弘

生駒市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

生駒市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年6月生駒市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「50,000円」を「30,000円」に改める。

第10条第2項中「（平成9年12月生駒市条例第26号）第6条各号」を「（平成20年9月生駒市条例第31号）第7条各号」に改める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。